

第 4 期埼玉県障害者支援計画について

障害者福祉推進課

1 策定趣旨

第 3 期埼玉県障害者支援計画は、平成 26 年度に計画期間が終了する。

このため、障害者総合支援法の施行や障害者差別解消法の制定などの障害者の制度改革を踏まえ、平成 27 年度を計画初年度とする第 4 期埼玉県障害者支援計画を新たに策定する。

2 計画の性格

本計画は、障害者基本法第 11 条第 2 項及び障害者総合支援法第 89 条第 1 項に規定する計画として位置付けられるものである。

本計画は、本県の障害者施策推進の基本的方向や、達成すべき障害者福祉サービスの目標などを明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図るものである。

3 計画期間

平成 27 年度から 29 年度までの 3 か年

4 策定体制

(1) 埼玉県障害者施策推進協議会 (20 名) の開催

(平成 26 年 5 月、11 月、12 月、平成 27 年 3 月)

(2) 埼玉県障害者施策推進協議会ワーキングチーム (作業部会) の開催

(平成 26 年 6 月、7 月、8 月、9 月)

5 第 4 期計画の主な施策骨子

(1) 理解を深め、権利を護る

・ 差別解消の推進、権利擁護の取組の充実、など

(2) 地域生活を充実し、社会参加を支援する

・ 地域生活支援体制の充実、住まいの場の確保、など

(3) 就労を進める

・ 就労に向けた支援、職業訓練の充実

(4) 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

・ 障害のある児童生徒の教育の充実、自立できる力の強化

(5) 安心・安全な環境をつくる

・ 福祉のまちづくりの推進、安全な暮らしの確保、など